



ブラックロック・ガバナンス・フォーカス・ファンド 追加型投信／国内／株式

投資信託説明書(交付目論見書) 2023年11月25日

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- ブラックロック・ガバナンス・フォーカス・ファンド(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2023年11月24日に関東財務局長に提出しており、2023年11月25日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)については、委託会社のホームページにて閲覧いただけます。また、投資信託説明書(請求目論見書)は、ご請求に応じて販売会社を通じて交付いたします。なお、ご請求いただいた場合には、その旨をご自身で記録をしておいてください。
- 当ファンドの投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。
- 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されております。

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | |
|---------|--------|-------------------|-----------------------|------|--------|---------------|
| 単字型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
| 追加型投信 | 国内 | 株式 | その他資産 (投資信託証券(株式)) | 年1回 | 日本 | ファミリー ファンド |

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(www.toushin.or.jp/)にてご覧いただけます。

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第375号

設立年月日: 1988年3月11日 資本金: 31億2,000万円 運用する投資信託財産の合計純資産総額: 11兆8,464億円(2023年8月末現在)

<当ファンドの詳細情報の照会先>

当ファンドの詳細情報については、以下にお問い合わせください。

電話番号: 03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00) ホームページアドレス: www.blackrock.com/jp/

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。NM1123U-3236100-1/12

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 国内の金融商品取引所に上場しているわが国の株式を主要投資対象とします。

■当ファンドは、ブラックロック・ガバナンス・フォーカス・マザーファンド受益証券を通じて、主にわが国の株式に投資します。

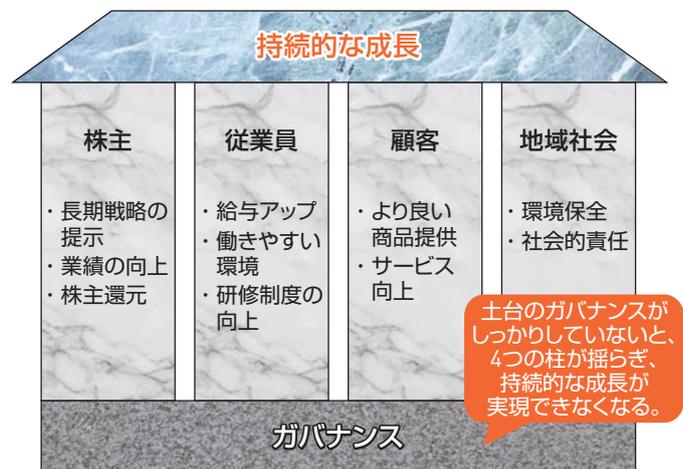
2 優れた企業統治(ガバナンス)力を有し、あるいは企業統治力が改善傾向にあり、長期ファンダメンタルズ分析の面からも魅力度が高いと判断した企業へ厳選投資します。

ガバナンス力とは…

透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みのことをガバナンスと捉え、その仕組みが適切に実践される企業をガバナンス力がある企業と考えます。

<ガバナンスの例>

- ・ 確固たる企業理念に裏打ちされた長期的な経営方針、経営戦略
- ・ 規律ある経営と規律ある経営者を支える企業統治体制
- ・ 株主、従業員、顧客等の企業を取り巻く関係者と向き合う経営姿勢や発信力



■ポートフォリオ構築にあたっては、ガバナンス力の観点でスクリーニングした投資対象株式の中から、株式の定量分析等を行った上で、銘柄を厳選します。

3 企業との積極的な対話を重視するブラックロックが運用を行います。

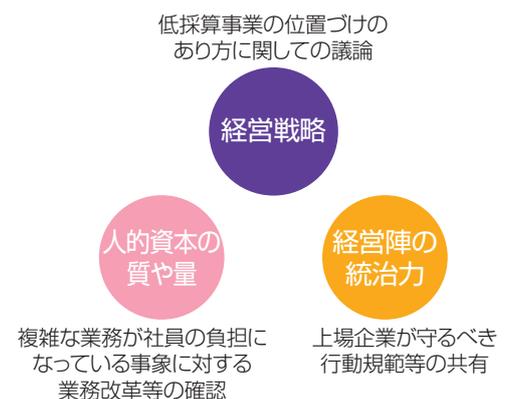
■ファンドの運用はブラックロック・ジャパンが行います。

■当ファンドでは、インベストメント・スチュワードシップ部が行うエンゲージメントの情報を活用し、運用チームが投資判断を行います。

■ブラックロックでは、インベストメント・スチュワードシップ部が全社的スチュワードシップ方針に基づき、投資先企業に対するエンゲージメント(対話)と議決権行使を実施しており、長期的な企業価値向上のために重要なコーポレートガバナンスと持続可能な経営が担保されているかを分析しています。

■なお、インベストメント・スチュワードシップ部が行うエンゲージメントは、必ずしも当ファンドの運用目標の達成を目的とするものではありません。

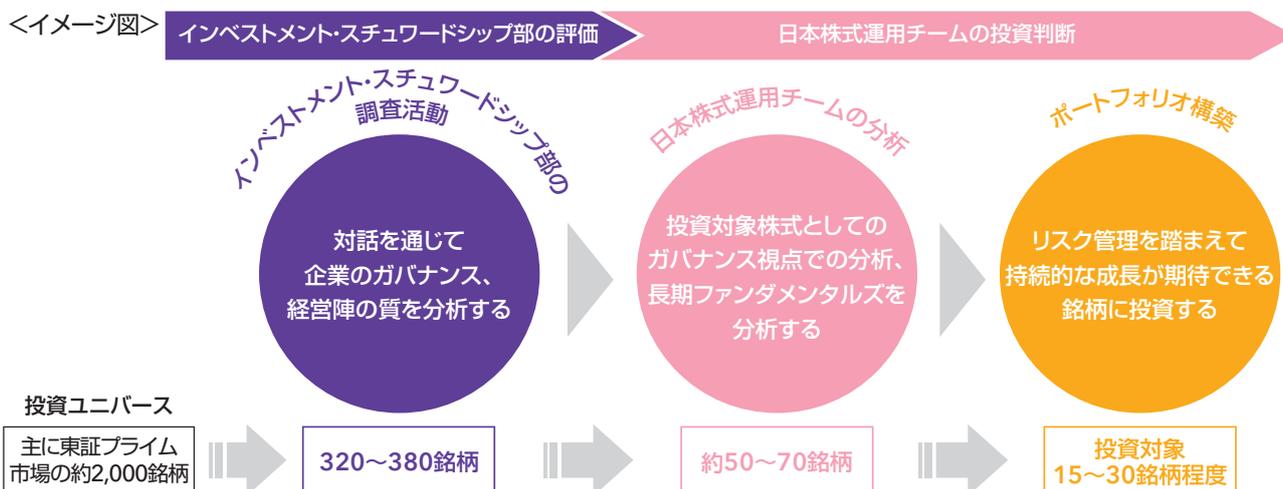
<対話の例>



※ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用体制・運用プロセス

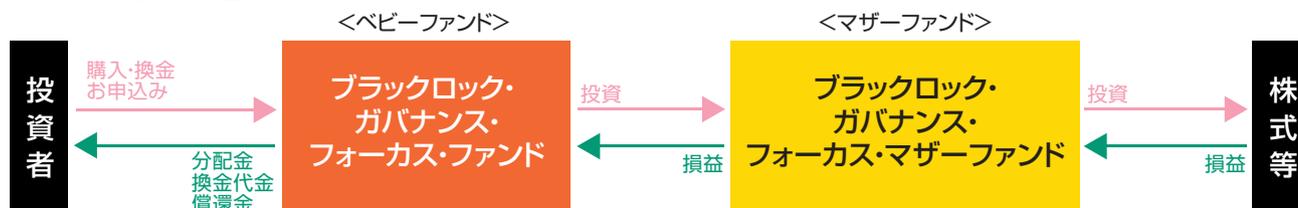
- ・ 下記プロセスに基づき、原則としてすべての信託財産をESGを主要な要素として選定した投資対象に投資することを目安とし、企業価値の成長が期待できる銘柄でポートフォリオを構築し、中長期で保有します。
- ・ ポートフォリオ構築にあたっては、インベストメント・スチュワードシップ部による企業のガバナンス調査を踏まえ、日本株式運用チームにおいてガバナンスの視点での分析および長期ファンダメンタルズ分析を行い、投資候補銘柄を絞り込みます。
- ・ なお、ESGの観点を考慮したスクリーニングを活用し、非人道兵器、化学兵器、化石燃料、たばこ、銃器等に関連する企業を除外します。ただし、今日の企業活動だけでなく将来に対するコミットメントも考慮の上、除外された企業のうち、サステナビリティを考慮した企業体制へ移行中、または一定の規定を満たし適切と考えられる企業へはブラックロックが規定する一定のガバナンス条件のもと、投資を行います。



- ※ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ※ ファンドの運用体制等は、変更となる場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ブラックロック・ガバナンス・フォーカス・マザーファンドをマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。



主な投資制限

- 株式以外の資産への投資割合(他の投資信託受益証券を通じて投資する部分も含みます。)は、原則として信託財産総額の50%未満とします。
- 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

分配方針

年1回の毎決算時(原則として2月25日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額を分配対象額の範囲として分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※ 基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ESGを運用プロセスにおいて勘案する際の制約要因やリスク

上述のESG要素を運用プロセスにおいて勘案する際の制約要因やリスクについては、3ページの「投資リスク」に記載しております。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドに係る主なリスクは以下の通りです。

■ 国内株式投資のリスク

当ファンドは、日本国内に本拠を置く企業の普通株式を主要投資対象とします。したがって、国内の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 集中投資のリスク

当ファンドは、絞り込んだ銘柄・少数の銘柄に投資することを想定しています。したがって、相対的に多くの銘柄に分散投資を行った場合と比較すると、個別組入銘柄や業種の株価動向の影響を受けやすくなり、基準価額の値動きが大きくなる場合があります。また、当ファンドが投資する特定の銘柄を売買しようとする際に、市場の動向等によっては購入もしくは売却が困難または不可能になる可能性もあります。さらに、銘柄選定の結果、関連する法的規制等の変更に伴い、当ファンドの運用成果に影響を与える場合があります。

■ 中小型株式投資のリスク

当ファンドは、銘柄選定の結果、株式市場の平均に比べ株式時価総額の小さな企業が発行する株式に投資する場合があります。これらの株式の価格は、株式市場の平均に比べて結果としてより大きく値上がり、または値下がりする可能性があり、これら株価の変動に応じて、当ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。

これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

■ ESGを運用プロセスにおいて勘案する際の制約要因やリスク

投資対象企業の環境、社会およびガバナンス特性に係る評価に際し、第三者プロバイダーが提供するデータを含む複数のデータを活用します。当ファンドで使用する評価基準は、他のESGファンドが適用する基準と異なる場合があります。また、企業開示が不十分であるなどの理由から入手できるデータや情報が不完全である可能性があります。

ESGの評価に基づく銘柄組み入れおよび除外基準により、ESG特性を考慮しないファンドと比較して異なるパフォーマンスを示す可能性があります。また投資機会や投資対象となる銘柄が制限される可能性があります。

その他の留意点

- ◆ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ◆ 流動性リスクに関する事項
当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。
 - ・ 経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合
 ※ 金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。
- ◆ 収益分配金に関する留意点
 - ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・ 分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・ 投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

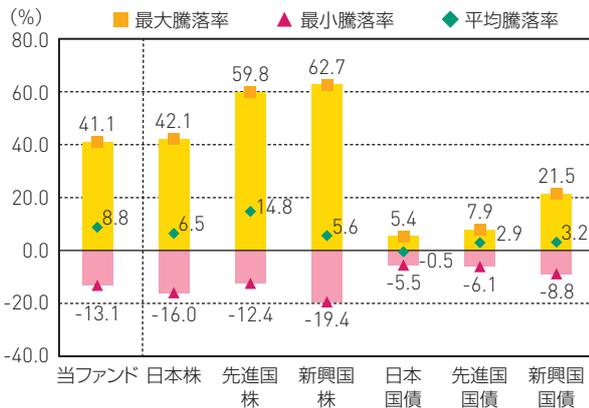
リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

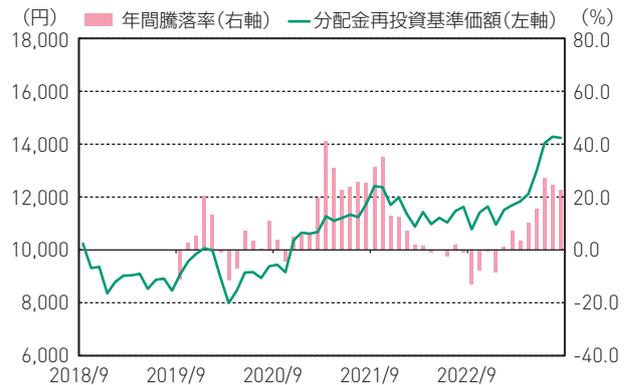
(2018年9月～2023年8月)



※上記グラフは、過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドの設定日が2018年9月18日のため、ファンドの騰落率については、2019年9月末以降について表示したものです。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2018年9月～2023年8月)



※上記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。なお、年間騰落率については2019年9月以降について表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

※各資産クラスの指数

- 日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株…MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株…MSCIエマージング・マーケッツ指数(配当込み、円ベース)
- 日本国債…NOMURA-BPI国債
- 先進国国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国国債…J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

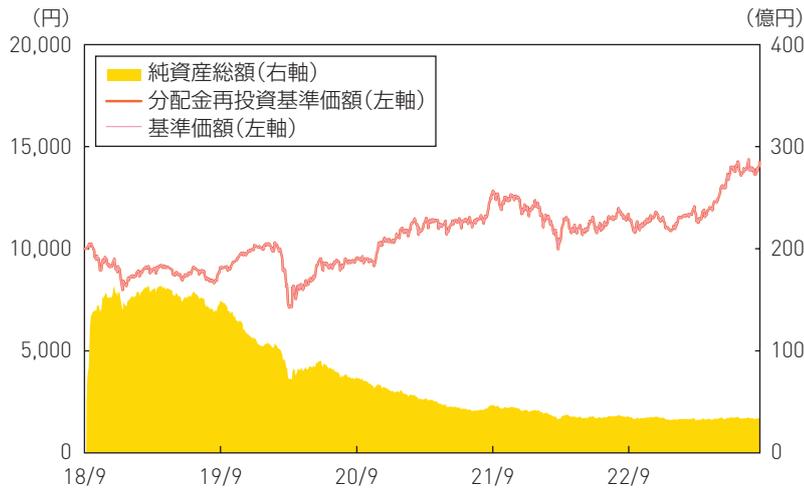
<各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケッツ指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

運用実績

2023年8月末現在

基準価額・純資産の推移



※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
 ※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

| 設定来累計 | 0円 | |
|-------|---------|----|
| 第1期 | 2019年2月 | 0円 |
| 第2期 | 2020年2月 | 0円 |
| 第3期 | 2021年2月 | 0円 |
| 第4期 | 2022年2月 | 0円 |
| 第5期 | 2023年2月 | 0円 |

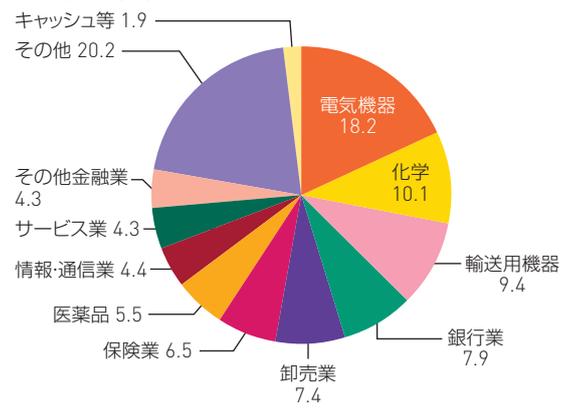
※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

| 順位 | 銘柄名 | 業種 | 比率 |
|----|---------------|--------|-----|
| 1 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 5.7 |
| 2 | 三菱UFJフィナンシャルG | 銀行業 | 5.6 |
| 3 | 三菱商事 | 卸売業 | 5.0 |
| 4 | 日立 | 電気機器 | 5.0 |
| 5 | 東京海上HD | 保険業 | 4.5 |
| 6 | 日本電信電話 | 情報・通信業 | 4.4 |
| 7 | リクルートホールディングス | サービス業 | 4.3 |
| 8 | オリックス | その他金融業 | 4.3 |
| 9 | ブリヂストン | ゴム製品 | 4.0 |
| 10 | 日本電気 | 電気機器 | 3.9 |

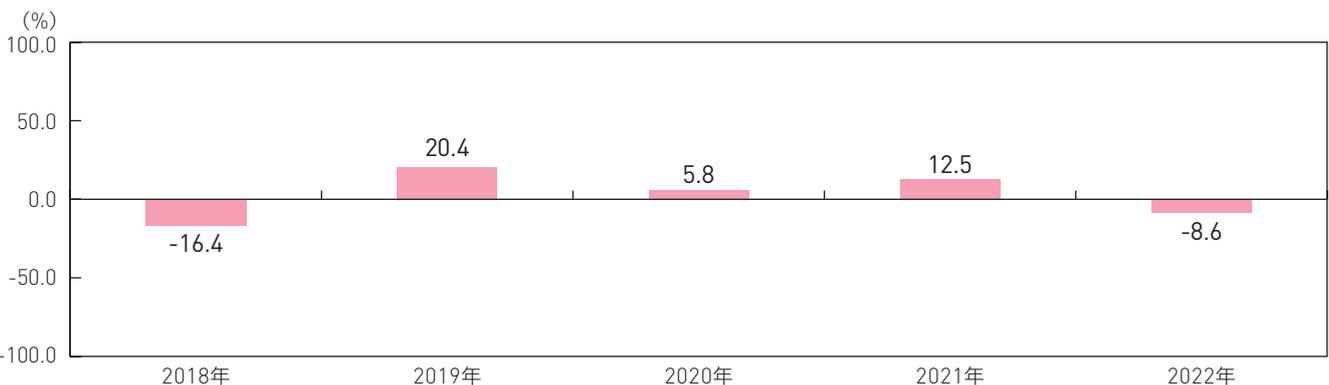
業種配分(%)



※当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。
 ※業種配分(%)の数字は四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

年間収益率の推移

※ 2018年は設定日(9月18日)から年末までのファンドの収益率を表示しています。
 ※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。
 ※ 当ファンドにはベンチマークはありません。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
 ※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|--------------------|---|
| 購入単位 | 分配金の受取方法により、＜一般コース＞と＜累積投資コース＞の2つのコースがあります。購入単位および取扱コースは、販売会社によって異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入受付日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 換金単位は、販売会社によって異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金受付日の基準価額 |
| 換金代金 | 換金代金は原則として、換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入の申込期間 | 2023年11月25日から2024年5月24日まで ※期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換金制限 | 大口の換金の申込には制限を設ける場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。 |
| 信託期間 | 2028年2月25日まで(設定日:2018年9月18日) |
| 繰上償還 | 当ファンドは、換金によりファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはファンドを償還させることが投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。 |
| 決算日 | 2月25日(ただし休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 ＜累積投資コース＞を選択された場合の収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。 |
| 信託金の限度額 | 信託金の限度額は、2,000億円とします。 ※当ファンドの運用戦略に適した運用規模・運用効率を勘案し、市場環境や資金流入の動向に応じて信託金の限度額を下回る段階で購入申込の受付を停止する場合があります。 |
| 公告 | 投資者に対してする公告は、電子公告により次のアドレスに掲載します。 www.blackrock.com/jp/ |
| 運用報告書 | 毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。配当控除の適用対象です。益金不算入制度の適用はありません。 |

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | (各費用の詳細) | | |
|---------------------|---|--|---------------------------|---|
| 購入時手数料 | 購入受付日の基準価額に 3.30% (税抜3.00%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 | 購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の対価 | | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | — | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | (各費用の詳細) | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンドの純資産総額に対して年 1.452% (税抜1.32%) の率を乗じて得た額。 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率 | | |
| | 運用管理費用 の配分 | (委託会社) | 年 0.715% (税抜0.65%) | ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価 |
| | | (販売会社) | 年 0.715% (税抜0.65%) | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
| (受託会社) | 年 0.022% (税抜0.02%) | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | | |
| その他の費用・ 手数料 | 目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年 0.11% (税抜0.10%) を上限として、日々計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払うことができます。 ファンドの諸経費、売買委託手数料等について、その都度、ファンドから支払われます。 ※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。 | <ul style="list-style-type: none"> ●ファンドの諸経費：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等 ●売買委託手数料：組入有価証券の売買の際に発生する手数料 | | |

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。
※購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|-------------------|---------------|--|
| 分配時 | 所得税および 地方税 | 配当所得として課税されます。 普通分配金に対して 20.315% |
| 換金(解約)時 および償還時 | 所得税および 地方税 | 譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2023年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ブラックロックのESG投資への取り組み



ブラックロック・インク
会長兼チーフ・エグゼクティブ・オフィサー
ラリー D. フィンク

ブラックロックの企業文化の根底にはお客様に対する受託者責任があります。そして、受託者として、サステナビリティを「投資の基軸」とすることが長期的なリスク調整後リターンの改善につながると確信しています。特に、気候変動がもたらす投資リスクを背景に大規模な資本の再配分が加速し、世界のリスク評価や資産価値に多大な影響を与えることになると考えています。ブラックロックは、サステナビリティをポートフォリオ構築、リスク分析、運用商品の設計、企業との対話における基軸とし、サステナブル投資のさらなる高度化に努めて行きます。

ブラックロックにおける全社的なスチュワードシップ方針

ブラックロックのインベストメント・スチュワードシップ部は、各運用チームと連携しながら、以下のアプローチでスチュワードシップ活動を実施しています。詳細は当社ウェブサイトでご覧いただけます。(<https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/about-us/stewardship>)

1. 投資先企業に対する対話(エンゲージメント)と議決権行使を行います。
2. お客様の利益最大化の観点から、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことで、スチュワードシップ責任を果たすことを目指します。

※上記方針は、当ファンドにおける固有の方針ではなく、インベストメント・スチュワードシップ部が行うエンゲージメントは、当ファンドの運用目標の達成を目的とするものではありません。

